



Title	北海道大学法学会記事
Description	雑報
Citation	北大法学論集, 21(2), 170-174
Issue Date	1970-11
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/27899">https://hdl.handle.net/2115/27899</a>
Type	other
File Information	21(2)_P170-174.pdf



北海道大学法学会記事

○ 昭和四五年六月二十六日(金) 午後二時半—五時半

「立法法学への試み」

報告者 熊本信夫  
出席者 一五名

「新帰朝者」の一人熊本助教に表題のようなテーマについて報告をうかがった。幹事としては、帰国帰日も浅く、昼の講義と夜の講義のあい間にかけつけて報告して下さるといふ同助教の御多忙を考えて、留学三十年の見聞などを気軽に話したければと思っていたところ、早速新しいテーマにとりくんだ構想のいとぐちを示され、意欲のほどに感銘した次第である。

\* \* \*

わが国において、立法過程の研究は未だ立ち遅れているといわねばならないが、研究を進める上で、あたかも行政過程について行政学と行政法学、司法過程について裁判学と裁判法学という区分が成立つように、立法学と立法法学という分化が可能ではないか。立法法学の対象として従来の諸説をふりかえって、1法の形成過程 (legal process)、2法の制定過程 (legislative process)、3立法手続 (legislative procedure) の三つを考へることが出来よう(以上わが国の研究史、アメリカの研究史とくに諸大学の法学

教育におけるとり上げ方をかなり詳しく紹介される。この点、手近な文献としては「講座現代法、現代の立法」所収、池田政章論文(参照)。報告者としては、1法の制定機関、2行政部、3立法の段階、4立法技術、5立法政策、6圧力団体、7立法手続、を対象として考えたい。

概略以上のような報告に対して、幹事の見うけるところ報告のかなり深いところに切りこむ質問、批判が次々に出された。——「立法法学」とは「立法の法学」か、「立法法の学」か。結局のところ従来の研究の展開の上に、このような学問の新しい分化を導入しようとするねらいは何なのか。議会における立法の惨状に連憲立法審査の枠をこえる司法的統制を考へて見たいのだという、むしろ実践的な動機をあげた答え(その外より学問内面的なねらいもわがわかれ、ねらいは多様でかつ報告者自身未だ十分に整理されていないように思われた。披露された「立法法学」の内容がややごたごたしている感があるのも、一つにはこの辺に由来しているのかもしれない。)に対しては、立法に対する司法統制は司法や立法の本質からいって好ましいか、また実効的か。さらにそのようなねらいからなる学問区分の設定としては、圧力団体などまで含めるのは広がりすぎていてではないか。法や政治のカルチュア・制度など研究の対象がアメリカと日本では大きく異なるのに、それを捨象して一般的な理論的枠組が作られている感があるが、そうしたものが日本の現実の解明にどれだけ適合し、

また有効でありうるか、等々。

こうしたやりとりが報告者の研究に多少なりとも役立つて、この報告がさらに熟した論文にまとまるのを期待したい。なお、報告の直接のテーマではなかったが、報告の中で、わが国の法学教育における法学概論にあたるものが、アメリカのロウ・スクールでは「Legislation」として扱われているさまがよくうかがわれ、法学教育の改革に関心をもつ者にとって、示唆的であった。

○ 昭和四五年七月二四日(金)午後一時半—五時

「戦前日本の政治・公法思想について」

——美濃部達吉の天皇機関説を中心に——

F・O・ミラー教授(通訳・熊本)

出席者 約一五名

Minobe Tatsukichi: Interpreter of constitutionalism in Japan, University of California Press, 1965の著者として、またアメリカにおける日本研究者として知られる Frank O. Miller 教授 (Ohio州 Wooster College 政治学) が来道された機会をつかまえて、研究的懇談会をもった。同道の、若手日本研究者 L. W. Beer 助教授 (コロラド大学、政治学) も出席発言された。

ミラー教授の美濃部憲法学についての簡潔な講演の後、種々質疑応答・討論がなされた。やはり興味深く示唆的であったのは、アメリカの政治学者としての教授の美濃部理解および評価に独特のニュアンスないし要素があることであった。例えば、戦前の日

本憲法学がドイツの Saasche の強い影響下にあり、一般的抽象概念論の要素が強いことが、アメリカにおける Constitution の研究が judicial review を中心とする事例研究の積み上げおよび統治機構論を政治学的なアプローチで行なっているのと対象的であること、美濃部等憲法思想研究にあたり鈴木・長谷川・影山等マルクシスト法学者の研究が、尾佐竹・家永等の研究と同様重要であるのは、ステレオタイプのきらいはあるにしても基本的諸問題を取り上げて分析し実証的資料を提供していること、非マルクシスト憲法学者に彼ら程の総合的な業績がないこと(宮沢近著「天皇機関説事件」は資料的に貴重だが同教授の学問的見解が語られずやや不満、法律時報一九六八年一〇月号の奥平・樋口・杉原・阿部討論「憲法学の方法」は極めて有益)、美濃部の欧米憲法にみられる普遍的進歩の傾向を観察把握し解釈論に導入した方法は、ラーバンらが当時のドイツ実定公法の個別的解説に終始した水準を抜くものがあり、イエリネックの強い影響下にある(基本的概念・方法は同じもの)こと、一九一一年上杉論争以降美濃部の天皇機関説・国家法人説がはつきり打出されてくるが「国体」概念を彼の憲法学から追放したと解されること、美濃部はマルクシスト憲法学者からブルジョアのイデオログと評されるが、彼の市民的自由論はより柔軟であり財産権の不可侵性の擁護者とは必ずしも言えない(治安維持法に私有財産の問題を混入したことに強く反対)こと、イエリネックや美濃部の憲法変遷論は明治憲法の絶対主義的要素を崩し時代の進化に適応させるのに役立つたこ

と、美濃部のケルセンに対する猛然たる反対は彼がケルセンを充分理解していたからではなく、ケルセン理論が美濃部理論を根柢からくつがえすという危機意識から防衛的姿勢をとったことを示している、等々。

また、ビアール助教授は、日本における表現の自由の問題を研究しておられる（例えば Henderson, ed, Constitution of Japan: Its first twenty years, 1947-1967, University of Washington, 1969 所取論文参照）が、この問題について、個人とグループとの関連における日本の特殊性があること、それをつかむことが非常に難かしいことの指摘は、興味深くうかがった。

外国における、とくに抜群の研究水準をもつアメリカにおける、日本法・政治研究者との交流、研究成果の相互利用は、今後いっそう開発されることが望ましい。ビアール助教授が、日本語で書かれた各分野における最優秀論文数点を毎年欧語訳する委員会を設置し、最優秀スタッフを委員にあて、日本の法学・政治学を世界に開港すべきだと言っていたのは、印象に残った。

○ 昭和四五年九月二五日（金）午後一時半—四時半

「世論調査について」

報告者 深瀬 忠一

小川 晃一

出席者 二二名

最初に、一九六八年四月—五月当時はフランスの深瀬教授が、

「国立行政研修所」(Ecole Nationale d'Administration)をめぐってフランスの法学部や政治学研究所の学生がどのようなイメージをもっているかについて意識調査を行なったこと、方法・結果について報告があった。

次いで、小川教授が、去る六月に行なわれたイギリス庶民院の総選挙において、世論調査予想が現実の選挙結果と逆になったことについて、イギリスに出張して観察・調査されたことおよび教授の見解をまとめて報告した。なお、同教授が実地に行なった選挙調査については、未整理のためふれなかった。

前者は、フランスの政治・憲法・行政学に関係するが、官僚制および高級官僚とその殆んど独占的な養成校であるE・N・Aについて、相当面白い学生の意識結果が出ている。入学試験が非常に難かしいこと(計55%)、E・N・Aの生徒が非常に優秀であること(計52%)、高級官僚のプレステイジが大企業社長より高く、それへの志願の動機が俸給の高さより職務のやり甲斐にあること、政治意識がどちらかといえば保守的であること(50%)、革新30%)出身社会層が割に上層で、労働者・農民の子弟が一〇〇人中二人にすぎぬこと等、日本の法学部学生とは相当違ふといつてよいだろうことが示唆されていた。なお、右調査結果の一部は、深瀬、フランス高級官僚養成の制度と実態(石崎古稀記念論文集・ヨーロッパ法の動向、一九六八年所収)中に使用されている。

小川教授は、今回のイギリス総選挙前の情勢や次掲のような世論調査結果を紹介説明しつつ、示唆深い見解を次のように語る。

1970年選挙戦当時における世論調査、労働党優位のパーセンテージ

	3月	4月	5月				6月		
			1~10日	11~18日	19~25日	26~1日	2~8日	8日~	最 後
NOP (D. Mail)	-7.5	-2.9	+3.2		+3.2	+5.1	+12.4		+ 4.1 (12~16日)
Gallup (Telegraph)	-5.5	-4.5	+7.5	+7.0			+ 5.5	+2.5	+ 7.0 (14~16日)
ORC (Evening St.)		-6.0	+1.0	+1.0		+4.5	+ 7.0		- 1.0 (13~15日)
ORC (Sunday Times)						-2.0	+ 2.0		
Marplan (Times)		+0.8		+2.7		+3.7			+ 8.7 (11~14日)
Harris (D. Express)	-7.0	+2.0		+2.0		+5.0	+ 7.0	+2.0	+ 2.0 (13~16日)

「こんどの世論調査の予測は、最後の段階のものにおいても、大きくあやまったのであり、このことはわが国の新聞でも報道されたごとくである。近來総選挙で世論調査は益々重要な役割を果たすようになってきたのであり、それだけに、あやまりは重大なことであったといえよう。ウィルソン首相が六月に選挙を行なうと決意したのにも、また彼が選挙戦をできるだけ刺戟的なものにせず既存の優位をそのまま選挙時まで維持させようという選挙戦術を立てたのも、世論調査の結果に影響されたことであつたらう。では、世論調査における大きなあやまりは

どこに原因があつたのであろうか。まず、各世論調査のサンプルの大きさ（一〇〇〇から二五〇〇まで）からして、ランダムサンプリングの場合には、政党の得票率のサンプリングの誤差は、かなりに大きさ一五〇〇とすれば、±二・五パーセントほどである。従つて、労働党優位の誤差の範囲は五パーセントほどである。これは、英国の議席の変動の状況からして、きわめて大きな誤差の範囲であるといわねばならない。しかし、こんどの世論調査は一樣に労働党優位を示していたのであつて、このことはなんらか別の原因があることを意味しているといつてよいだろう。六六年選挙においても、労働党優位は「実際」以上に強く予測されていたのである。最後の調査が行なわれてから保守党への大きなスライダがあつたのであろうか。あつたかもしれないが、それとは逆のスライダがあつたことを示す世論調査もあつた（権威あるギャラップ）のである。さらに重要と思われるのは、こんどの選挙で棄権者が多数でたのであり、回答者の割合を高めようとする調査の動向とそれが必ずしも適合しなかつたということである。調査者がある人からかなり無理をして回答をひき出した場合にも、彼は政治に関心をもちたず棄権するかもしれないのである。こうした場合に予測があやまりを生ぜしめることはいうまでもないが、また、普通は労働党支持者の方が保守党支持者よりもより棄権しやすいといわれており、投票率がかなり低かつたこの選挙で、労働党の得票率が予測よりかなり低くなつたということは考えるところである。このためある調査は、労働党優位を一パーセントだ

け縮少せしめ、より実際に近い率に近づいたのである（ただしこの調整の率は十分の理論的根拠をもつとはいえない）。しかも、労働党の勝利は「もう決まっている」とされているふんいきでは、棄権、そしてまた労働党支持者の棄権がふえるのはごく自然とみられよう。こうした様々の点から再び反省し、世論調査の方法はさらに改善されるにちがいない。しかし、少なくとも二つの制約はあろう。一つは、政治的意見についてのプライバイシーの観念の普及や世論調査そのものに対する反撥等による回答率の低下であり、第二に、発表された世論調査の結果に対する有権者の新たな対応である。」

今度の選挙でイギリス議会議政において世論調査の占める役割は大きいにしても、その限界をまざまざと見せつけられたわけだ。調査で労働党が優位と出たから静かにそっとしておこうという戦術をウィルソンがとったといわれるが、それではリーダーシップの放棄ということになり、選挙民の信頼・期待を失なわないだろうか。本来人間というものは無限に不満な政治的動物なのだろうから……。イギリスの選挙に「うける」という「オネステイ」とは何であるか……。議論がはずむ。

それはともかく外国に比べて、世論・実態ないし意識を調査しようという社会科学的方法ないし実証性への関心は、学問の科学性を高める方向として、注目すべく、また望ましいものといえようか。